

## 特定随意契約に係る契約締結結果の公表

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約（特定随意契約）について、大竹市契約規則（昭和39年大竹市規則第16号）第18条の2第2項の規定により、次のとおり契約締結結果を公表します。

なお、契約の相手方とした理由については、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体で、高齢者の雇用の安定確保に寄与できる者としております。

### 公益社団法人大竹市シルバー人材センターと契約締結した案件

| 契約の名称         | 契約を締結した日 | 契約金額     | 契約事務の担当課       |
|---------------|----------|----------|----------------|
| 旧小方中学校体育館清掃業務 | 令和5年4月1日 | 144,817円 | 教育委員会<br>総務学事課 |

※印は消費税が別途加算されます。

\*印は事務費が別途加算されます。

■印は費用弁償（交通費）が別途加算されます。